

沓岐警察署協議会第4回会議議事概要

日 時	令和元年10月18日（金）14時00分～15時20分
場 所	沓岐警察署講堂
出 席 者	<p>1 協議会 岡田会長 市山委員 上川委員 山口委員 吉田委員</p> <p>2 警察署 横山署長 大庭副署長 今村地域交通課長 古井田刑事生活安全課長</p> <p>3 書 記 留置係長</p>
会 議 の 状 況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会の提出意見に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 夏休み期間中における各種事故防止に向けた街頭活動の強化</p> <p>ア 朝・夕の街頭監視の実施 高齢歩行者、子供、自転車利用者等への声かけを行い、効果的な交通安全指導を実施した。</p> <p>イ 夜間帯におけるパトカーのレッド走行の実施 (ア) 運転者や歩行者への注意喚起の実施 (イ) 交通事故多発路線である国道382号線を重点とした交通指導取締りの実施</p> <p>ウ 若者等が集まる商業施設、娯楽施設等への立寄警戒強化 少年非行及び犯罪被害防止のため、立寄警戒を強化した。</p> <p>エ 花火大会における雑踏警戒の実施 警察官を配置し、雑踏事故防止活動を実施した。</p> <p>オ 各種会合を通じての少年非行防止対策の実施 自治会長や、学校関係者等が主催する会合に警察官が出席し、防犯指導や交通講話を実施するとともに、夏休み期間中における少年の非行防止活動に関する協力依頼を実施した。</p> <p>2 令和元年7月から9月までの業務重点推進結果について 署長から、次のとおり説明を行った。</p> <p>(1) 夏季における少年非行及び犯罪被害防止対策の推進</p> <p>ア 夏休み期間中の街頭補導活動の強化</p> <p>イ 少年非行防止教室の開催 (ア) 薬物乱用などの非行防止講話の実施 (イ) SNSの利用方法や犯罪に巻き込まれないための防犯講話の実施</p> <p>ウ 少年が被害に遭うおそれがある犯罪や犯罪被害防止対策の積極的な広報 (ア) 防犯教室・防犯訓練の実施</p>

- (イ) 見守り活動の実施
- エ キャンペーン活動等の実施
 - (ア) 少年非行防止や各種防犯活動に関するキャンペーンの実施
 - (イ) 「第36回壱岐市青少年武道大会」を開催
 - (ウ) 防犯広報活動の実施
- (2) 交通安全対策の推進
 - ア 夏及び秋の交通安全運動に伴う各種対策の推進
 - (ア) 交通安全広報の実施
 - (イ) 飲酒運転根絶対策の実施
 - イ 各種団体と連携した安全対策の実施
 - (ア) 通学路合同点検の実施
 - (イ) 高齢運転者体験型講習会の開催
 - ウ 街頭活動の強化
 - (ア) 交通安全指導の実施
 - (イ) パトロールの強化
 - (ウ) 交通指導取締りの強化
- (3) 水難事故防止対策の推進
 - ア 水難事故に対応する体制の確立
 - イ 水難事故防止に向けた取組
 - (ア) 自治体（市）との連携
 - (イ) 広報活動の強化
 - (ウ) 水難救助技能の向上
 - ウ 水難事故防止に向けた警戒活動の強化
 - (ア) 海水浴場警戒の強化
 - (イ) 遊泳者等への指導強化
 - (ウ) 海上警らの強化
- 3 業務重点推進計画について
署長から、次のとおり説明を行った。
 - (1) 年末における警戒活動の推進
 - ア 金融機関に対する警戒の強化
 - イ 金融機関対象強盗防犯訓練の実施
 - ウ 年末年始における夜間警戒の強化
 - (2) 交通安全対策の推進
 - ア 高齢者の交通安全対策の推進
 - イ 年末における交通事故防止対策の強化
 - (3) 犯罪被害者支援活動の推進
- 4 諮問テーマへの協議会の答申に対する推進状況について
署長から、前回協議会の諮問テーマ「脇見ぼんやり運転による交通事故を防止するための方策」への答申に対する推進状況について、次のとおり説明を行った。
 - (1) 脇見ぼんやり運転の原因となる運転中の携帯電話使用等の交通指導取締り強化
交通事故多発路線である国道382号線を重点とした速度違反、脇見ぼんやり運転防止のための携帯電話使用等違反、出合頭事故防止のための一時停止違反等の交通指導取締りを実施した。
 - (2) 警察官の姿を見せる街頭活動の強化

	<p>朝・夕の主要交差点や通学路における街頭監視及び夜間や交通量の多い路線におけるパトカーのレッド走行、運転者や歩行者への注意喚起を実施した。</p> <p>(3) ケーブルテレビやミニ広報紙を活用した広報活動の推進</p> <p>警察官によるケーブルテレビ出演や駐在所が発行するミニ広報紙を活用し、老岐市内の交通事故の発生状況や脇見ぼんやり運転の危険性について説明し、交通法規の遵守を呼び掛ける等の広報活動を推進した。</p> <p>5 諮問テーマに対する答申について</p> <p>署長から、協議会に対して諮問を行い、協議会から次のとおり答申を受けた。</p> <p>(1) 諮問テーマ</p> <p>携帯電話等の使用に係る道路交通法の改正（走行中の携帯電話等使用による交通違反の違反点数及び反則金の変更）の周知及び走行中の携帯電話使用による交通違反を根絶するための方策</p> <p>(2) 協議会からの答申</p> <p>岡田会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケーブルテレビや防災無線、各種キャンペーン等、あらゆる方法、機会を活用した広報活動の推進 ○ 交通指導取締り等の強化
提出意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間等における歩行者の交通事故防止活動の強化 <p>これから、日が落ちる時間が早くなり、夕方や夜間に車を運転する際、登下校中の学生、散歩中の人等に気付かずに驚くことがあったので、夜間等における歩行者の安全対策を実施してもらいたい。</p>